

つちはし事務所通信

8

August
2013



発行: つちはし社会保険労務士事務所
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル 2F
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580
Email: sr@tsuchihashi-siki.com 発行日: 2013年8月1日

ご紹介☆

『業務改善助成金制度』を活用して最低賃金の上げを！！

地域別最低賃金額が720円以下の県に事業所を置く中小企業の事業主が、次の事項を実施した場合に、業務改善に要した経費の2分の1を国の予算の範囲内で助成する制度です。

※ 徳島県の最低賃金額は654円ですので該当します。

◎要件◎

- ① 最低賃金の上げに先行して事業場内で最も低い賃金を4年以内に計画的に時間給または時間換算額で800円以上に引き上げる賃金改善計画を策定し、1年あたりの時間給等が40円以上となる上げを実施すること。
- ② 労働者の意見を聴取の上、賃金制度の整備、就業規則の作成・改正、労働能率の増進に資する設備・器具の導入、研修等の業務改善を実施すること。

◎支給額◎

a. 助成対象経費(*)の実支出額 × 2分の1

※ 謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、原材料費、機械装置等購入費、試作・実験費、造作費および委託費

b. 総事業費 - この事業についての収入額(寄付金を除く)

→ aかbいずれか少ない方の額が助成額となります。

上限は1年度で100万円

4年間で最大400万円支給！！

◎業務改善の例◎

- 介護事業 ... 風呂場の段差改修工事、低ユニットバス導入(費用179万円)
エステサロン ... 5つの施術機能を持った機械導入(費用220万円)
専門・技術サービス業 ... 専門家による新人事制度構築(費用200万円)
訪問介護事業 ... 介護報酬計算システムの導入(費用100万円)
社会福祉施設 ... 業務用コピー機の購入(費用132万円)
食品小売業 ... 配達用車両の導入(費用200万円)



◎事例◎

介護事業を営むA社は、初年度に事業所内の最低賃金を700円から740円に引き上げるとともに、浴室を新設しました。介助しやすく、利用者にも利便性が高い広い浴室を新たに設けることで、介助業務の質も上がり、作業時間も大幅に短縮されることが見込まれるためです。浴室新設に200万円の費用がかかりましたが、経費の半分である100万円の支給を受けることができました。

☆ご興味がある方は、お気軽につちはし事務所までご連絡ください☆

